

桐生市子ども・子育て支援事業計画の変更について

1 利用者支援事業（0歳～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

(1) 計画変更の理由

本事業につきましては、計画作成時の国の利用者支援事業に従い、「基本型」「特定型」の実施について計画を策定いたしましたが、平成27年度から「母子保健型」が加わり、事業内容に変更が生じました。

また、桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本型」の機能を持った子育て世代包括支援センターを整備することとなったため、市域全体での利用者支援事業の類型別事業実施箇所を、3か所に変更するものです。

<実績値>：平成27年度実施か所数：1か所「基本型」

平成28年度実施か所数：2か所「基本型」「母子保健型」（見込み）

<参考：子育て世代包括支援センターとは？>

子育て世代包括支援センターとは、利用者支援事業（母子保健型）における産前・産後期などのきめ細やかな支援と、利用者支援事業（基本型）における子育て支援サービスなどの情報発信や相談機能の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のワンストップ拠点です。

(2) 計画変更点について

① 「量の見込みと確保方策」の変更

(現行の計画 (変更前))

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み (か所)	1	2	5	5	5
②確保方策 (か所)	1	2	5	5	5
②-① (過不足)	0	0	0	0	0



(計画変更 (案))

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み (か所)	1	2	5 3	5 3	5 3
②確保方策 (か所)	1	2	5 3	5 3	5 3
②-① (過不足)	0	0	0	0	0

②「確保方策について」の変更

(現行の計画 (変更前))

【確保方策について】

- ◆利用者の利便性等を考慮し、同事業をより充実させていくため、現在は桐生市子育て支援センターにおいて実施していますが、平成28年度には1か所、平成29年度には3か所を私立の地域子育て支援センターに設置し事業体制を整備します。



(計画変更 (案))

【確保方策について】

- ◆平成29年度から、利用者支援事業に関する国の制度変更に対応し、利用者支援事業「基本型」と「母子保健型」を合わせた子育て世代包括支援センター（利用者支援事業の類型別としては2か所）のほか、利用者支援事業「基本型」又は「特定型」を1か所を実施し、利用者支援事業の類型別としては、計3か所を実施できる体制を整備します。

以 上